

2021年1月7日

「2020年秋のみんなで歩活(あるかつ)」参加者各位

日本発条健康保険組合・向井

「みんなで歩活(あるかつ)」参加賞の課税について(ご案内)

1. はじめに

当健康保険組合より「2020年秋のみんなで歩活(あるかつ)」に参加いただきました加入者を対象に参加賞としまして500円相当のAmazonギフト券(電子クーポン)を配布いたします。
本ギフト券の課税についてご案内申し上げますので、ご確認方お願い申し上げます。

2. 配布方法・時期について

- (1) 別案内の通り、kencomに登録されているメールアドレス宛に電子クーポンのご案内を送信します。
- (2) 配布時期 : 2021年1月を予定
(先日対象者にお送りしたご案内には「12月31日まで」となっていますが、1月を予定しています)

3. 税務上の取り扱い

本参加賞は、所得税法上は一時所得に該当し、原則として確定申告が必要です。
ただし一時所得が年間500千円を超えない場合は確定申告は不要です。
(一時所得の例: 生命保険の満期保険金等や懸賞・福引き・競輪・競馬などの所得)

4. 本件問い合わせ先

健康保険組合・向井 045-786-7539
(ニッパツ内線 714-2797)

以上

(20-015)